東大和市の"今"を伝えたい・・・

市議会議員

2014年9月7日

住所

名前

和地ひとみレポート №131

平成26年東大和市議会第3回定例会:一般質問①『個人情報の取り扱いについて』

ルールが形骸化した状況を放置せずに

■市の個人情報の取り扱いについて

…9月2日から開催されているH26年東大和市議会第3回定例会において、和地ひとみは以下の3つのテーマについて一般質問をおこないました。

- ① 個人情報の取り扱いについて
- 1 現状について。
- ⇒どのようなことに使用しているのか。
- ⇒使用方法が適正かどうかの確認について。
- 2 個人情報保護審議会について。
- ⇒開催頻度について。
- ⇒審議会の位置づけと市の責任について。
- ② 保育園の入園申込について
- 1 現状について。
- 2 現在考えている課題について。
- 3 それら課題についての今後の対応について。
- ③ 市のホームページについて
- 1 掲載する情報の選別方法、掲載時期について。
- 2 市民目線の情報提供についての取り組みについて。
- ...3 今後について。

…一つ目の「個人情報の取り扱いについて」は、昨今、個人情報に関わる事件が起こっていることを受け、市民の個人情報を多く取り扱う市役所の取り扱いの状況を確認したく、取り上げました。

■どのようなことに使用されているのか

…まず、個人情報の取り扱いについては H17 年に全面施行された『個人情報保護法』が元になっています。これは、個人の権利と利益を保護するために個人情報を取り扱う事業者に対して個人情報の取り扱い方法を定めた法律ですが、その1章から3章では「国及び地方公共団体の責務」について述べられています。『個人情報保護法』の施行を受けて、各自治体が個人情報保護条例を制定した動きに伴い、東大和市でも H18 年4月1日より「東大和市個人用法保護条例」を施行しています。よって、この条例には罰則はないものの、東大和市はこの条例に則って入手、保管している市民の個人情報を取り扱わなければなりません。

…最初に、市の個人情報の取扱状況について確認したところ「市で取り扱っている様々な個人情報は、その収集目的にそって利用している。代表的なものとしては住民基本台帳業務、税務、福祉、学校教育等の事務で、その取り扱いについては『東大和市個人情報保護条例』に基づき個人情報保護審議会に報告を行っている」との市長答弁がありました。また、その取扱いが適正かどうかの確認については「東大和市個人情報保

護条例の中で、収集、 管理、利用、提供につい**郵便番号**

ては『個人情報保護審議会』への諮問または報告を行うこととなっているため、個人情報を取り扱う事務の開始や廃止については定期的に調査を行い、審議会に付議することで取り扱いの確認を行っている」との答弁がありました。そして、審議会と市の責任については「審議会は『東大和市個人情報保護条例』の第43条の規定により個人情報保護制度の適正な運営を図るために設置される市長の付属機関であり、その権限は個人情報保護条例に定められた事項に対して諮問されたことに答申することや、個人情報保護制度の運営に関する重要事項に対して意見を述べることであり、個人情報保護に関する最終的な責任は市にある」との市長答弁がありました。

■利用目的以外の利用・提供について

…条例では、原則として利用目的以外の目的のため に保有個人情報を利用・提供してはならないとされ ていますが、その一方で、保有する個人情報につい ては、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で市 民の負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の 効率化等を図ることや他の行政の遂行のために有 効利用をすることも必要という点。また、本人の利 益や社会公共の利益のために、保有個人情報の利用 目的以外に利用・提供することが要請される場合も あるという点から「例外的に利用目的以外の利用・ 提供をおこなうことができる」ともされています。 …そこで、利用目的以外の利用・提供に該当する最 近の事務について確認したところ「住民基本台帳事 務を例にすると『臨時福祉給付金』『子育て世帯臨 時特例給付金』の事務に関して、住民基本台帳の個 人情報を利用した」との答弁でした。では、このよ うな利用目的以外の利用・提供についてはどのよう な流れで手続きが行われるのかを確認したところ 「5つの特別な場合を除き、あらかじめ市長に届け 出て、審議会に付議することが必要」との答弁。 この5つの場合とは①本人の同意があるとき②法 令などに定めがあるとき③出版、報道等により公に されているとき①個人の生命、身体または財産の安 全を守るために、緊急かつやむを得ないとみとめら れるとき。そして⑤として①~④以外であらかじめ 審議会の意見を聞いた上で特に必要があると認め るときとなっています。(裏面につづく)

…そして、最初のステップである市長への届出について は、各担当部署が提出することになっているとのこと。 また、審議会の開催回数については、条例に定めはない ものの、年4回、春、夏、秋、冬というペースで開催し ているとのことでした。条例では、新たに個人情報を目 的外利用・提供する場合は、審議会に諮問しなければな らないとなっているので、担当部署はその事務を行う前 の審議会に付議しなければなりません。そこで万が一、 担当部署が申請を忘れてしまった場合の発見チェック 機能はあるのかを確認しました。それについては「個人 情報関連を統括する文書課が審議会の開催前に呼びか けている。特に、あらたな事務には予算が伴うのだから、 予算確定の時期については、新たな事務で個人情報を取 り扱うものについては申請をするように呼びかけてい る。それでも、漏れてしまった場合でも、市役所内で部 署をまたがって個人情報を利用する際は提供側の部署 と受け取り側の部署があるのでチェック機能が働きや すい。基本的には担当部署が条例に従って運用しなけれ ばならないので、毎年、個人情報に関する研修を行い、 各部署に周知を行っている」との答弁でした。

■提供=委託業者に個人情報を渡す場合は

…市役所内で目的外利用をする際は、上記のようなチェック機能が働くかもしれませんが、外部事業者を利用する=委託=個人情報の提供の場合は、申請漏れは発見できるのでしょうか。その点については「現在のところチェック機能は制度的にはないが、委託の場合は予算が伴うので、予算編成の段階で、個人情報を提供する必要のある委託事業の場合は申請が必要だと事前に説明している。よって、事後のチェック機能はないが、事前の説明を徹底している」との答弁でした。

また、このような状況になった原因について確認したところ、ボーリング大会については、対象年齢を広げた方がより効果的だと決定した時期が審議会に間に合わなかったとのこと。また、サマーキャンプについては、諮問が間に合う時期には事業の詳細が固まっていなく、審議会に間に合わなかったとのことでした。

…好意的な見方をすれば、現場の実務を優先したということになるかもしれませんが、今回は事故なおかったということで気の緩みにつながる恐れもいります。往々にして、今回は「たまたま」だ…とから時に限って事故は起こるものです。このようないの時に限って事故は起こるものです。と言えます。審議会も付議されなければ審議できません。この状況を解決する方法は「条例内容を変更する」「現場が対応しやすいように審議会を毎月開催する」「条例を変更する」「条例を変更する」があたいない場合は、事務を実行させない」のいずれかではないかと指摘したところ、条例を変更するのもりはないが、今後は、個人情報を提供してもらいるという対策も検討したいとの答弁でした。

■正しく運用することで生まれる信頼

…最初に述べたように、昨今の個人情報に関わる事件により、市民は個人情報を提供することに抵抗を感じる場面が多くなっています。しかし、総務省によると、国勢調査などの必要な情報でさえも、個人情報を提供したくないという理由で、きちんとしたデータが取れない状況になってきているとのことで、弊害も発生している状況です。

…営利目的の企業の場合、社員が利益のために個人情報の重要性を見落としてしまう場合もあるかもしれませんが、そのことで信用を落としてはならないと企業は厳しく管理をしているのも事実です。

それと比較して、私たちの中には「市役所なら大丈夫」という、企業に対するものとは、少し違った信頼感もあるものです。その信頼があってこそ、様々なアンケートや調査に安心して協力し、個人情報を提供出来るのだと思います。

…東大和市個人情報保護条例の内容は、他の自治体と比較すると厳しい取り決めが多いようですが、遵守しなければ意味がありません。現実に即していないのなら何らかの対処をすべきです。職員の意識を向上させると同時に条例、審議会が形骸化されたままにしないよう強く要望しました。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート

「身近なようで知らなかった市政、議会。伝えることがスタートだと思います。」

1970年 東京都北区生まれ。/父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。/卒業後は群馬の山奥の小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。/「学校」の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク(※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換)に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。その後、人材開発部長を拝命。/『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安感じる。帰国後もベンチャー企業を選び不動産投資会社に勤務。/同じビジネス界出身の加藤公一代議士との出会いに触発され、政治への道を志して2010年末に退社。現在、新人東大和市議会議員として、日々、奮闘中。

東大和市 市議会議員 和地 ひとみ

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP: http://www.wachi1103.jp